

【盛岡市立かつら荘】指定管理者候補者選定審査評価表

I 書類審査

指定管理料に係る提案額が募集要項に定める上限額を超えないこと。					○	・	×
大項目		審査項目（中項目）		審査の視点（小項目）	掛け率	評価点	審査点
(1)	設置目的に合致した管理運営が行われること。	(1)-1	設置目的に合致した管理運営に係る基本方針の策定	・基本方針が施設の設置目的に合致しているか。	1.0		
		(1)-2	設置目的に合致した運営に係る入居者に対する支援体制について	・日頃から入所者の状況を的確に把握し、悩み事や人生相談に対応するほか、諸手続きや通院、就労支援など、入所者の自立に向けた支援体制がとられているか。	3.0		
		(1)-3	施設の管理者にふさわしい申請動機や施設の現状に対する考え方	・申請動機や施設に対する考え方から判断して、施設の管理者としてふさわしいか。	1.5		
(2)	入所者の安心・安全な生活が確保されること。	(2)-1	入所者の安心・安全な生活環境の確保	・入所者を温かく受け入れ、施設職員と入所者が信頼関係を構築するなかで、心身と生活が安定するための相談・援助を行う体制がとられているか。	3.0		
(3)	施設の効用が最大限に発揮されること。	(3)-1	施設効用の最大化	・事業計画の内容が、具体的、現実的であり、かつ創意工夫や積極性が見られるか。	1.0		
				・母と子がともに生活しながら支援を受けることができる唯一の児童福祉施設として、母子それぞれに適切な支援を行う体制がとられているか。	3.0		
(4)	サービスの向上が図られること。	(4)-1	入所者に対するサービスの向上	・入所者への応接等の職員研修は計画しているのか。	1.0		
				・きめ細かな入所者の意向把握に努め、入所者に寄り添ったサービスを提供する方策がとられているか。	1.5		
				・管理運営全般について、定期的に評価し、改善に結びつける方策がとられているか。	1.5		
		(4)-2	円滑な施設運営	・仕様書に基づいた業務内容を適正に実行できるか。	3.0		
				・緊急時対策や防災対策はとられているか。（標準書の整備や職員の指導等）	1.0		
(5)	管理に係る経費の縮減が図られること。	(5)-1	管理に係る経費の縮減	・市が定めた指定管理料の上限額に対する縮減程度はどのくらいか。	1.0		
				・管理運営に支障が生じない、現実的な経費見積もりがなされているか。	1.5		
				・効率的な管理運営のための創意工夫が見られるか。	1.5		
(6)	事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。	(6)-1	人的能力	・仕様書や事業計画書に記載された内容の業務を遂行するのに十分な職員体制がとられているか。	1.5		
				・職員の専門的知識・技能を向上させる研修体制は講じられているか。	1.3		
		(6)-2	物的・経営的能力	・施設の管理運営の実績はどうか。（公的施設、他の施設等）	1.3		
				・法人・団体としての施設管理の体制はどうか。（施設現場に対する管理部門の支援体制等）	1.3		
		(6)-3	雇用・労働条件等	・適正な労働条件が確保されているか。	1.0		
				・職員の地元雇用に配慮されているか。	1.3		
				・盛岡市内に事務所又は事業所を有しているか。（※）	3.0		
(7)	個人情報 that 適正に管理されること。	(7)-1	個人情報の管理	・個人情報保護の管理体制はどうか。（職員への周知、書類の保管、利用の適正）	1.0		
小 計（A）							

Ⅱ 聴き取りによる審査

大項目	審査の視点（小項目）		掛け率	評価点	審査点
(1)(2)(3)(4)(5)	①	今回応募した動機はどのようなものか。	1.0		
(1)(2)(3)(4)	②	施設の設置理念・目的及び政策課題を理解しているか。	3.0		
(4)(5)	③	収支予算を計画するにあたって、経費の算定（縮減の工夫）をどのようにしたか。	1.5		
(4)(6)	④	施設管理業務における安全・衛生管理対策はどのようなことを考えているのか。	1.0		
(6)	⑤	人員の確保及び人材の育成をどのように行うのか。	1.3		
(1)～(7)	⑥	その他、事業者としてアピールしたい点について。	1.0		
小 計（B）					
合 計（A）＋（B）					

（※）「公の施設の指定管理者制度導入に関する基本的な考え方」第2の1(2)に規定する「応募団体の所在地に制約を設けず、広く募る」場合に設定する項目（非公募の場合及び募集要項において「盛岡市内に事務所又は事業所を有する団体等であること」を申請資格とする場合は設定しない）。評価点は、盛岡市内に事務所又は事業所を有する場合を2点、そうでない場合を0点とする。ただし、施設の特性、規模等を勘案して、掛け率、評価点を別に設定することを妨げない。

注1）採点基準について

- 4点 特に優れている
- 3点 やや優れている
- 2点 標準
- 1点 やや劣っている
- 0点 特に劣っている

注2）掛け率について

・最も重要な視点である設置目的に合致した運営、サービスの向上、管理経費の縮減を達成するもの か否かを判断する項目のうち、特に優先される項目	3.0
・最も重要な視点である設置目的に合致した運営、サービスの向上、管理経費の縮減を達成するもの か否かを判断する項目	1.5
・安定した経営能力を判断する項目	1.3
・施設運営を行う者として、また個人情報を取り扱う者として基本的な管理義務であり、全体の評価に対する重きを置くべきではない項目	1.0